

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成21年3月6日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 井田 光之

1 入札に付する事項

- (1) 件名 独立行政法人農畜産業振興機構が発行する「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類情報」「でん粉情報」及び「Monthly Statistics」の印刷及び発送
- (2) 諸条件 [別紙の入札条件](#)のとおり

2 入札参加資格

次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」(平成15年付け10月1日15農畜機第152号)第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

※「競争参加者資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者を有資格者にししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、

その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。

これを代理人・支配人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監査又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに

納付していない者
(8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 前項に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 入札時において、機構の入札参加資格に関する事前審査を受けこれに合格した者であって、かつ平成20年度機構競争参加資格における「物品の製造」に登録された者であること。
- (4) 印刷業を主として営む者であること。
- (5) 11に示す入札説明会に参加し、入札事項等の説明を受けたものであること。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

所在地：東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部情報課（担当 入江）

電 話：03-3583-8609

FAX：03-3584-1246

4 入札の日時及び場所

平成21年3月19日（木）午後1～2時

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 南館1階会議室

5 開札の日時及び場所

平成21年3月19日（木）午後2時

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 南館1階会議室

6 入札保証金及び契約保証金

全額免除とする。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札及び別添入札条件に違反した入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類情報」「でん粉情報」及び「Monthly Statistics」のそれぞれについて、「独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則第13条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 入札及び手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

11 その他

(1) 入札説明会の日時及び場所等

ア 日時：平成21年3月17日（火）午後3時～

イ 場所：東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 南館1階 会議室

(2) 入札説明会は、5情報誌（「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類情報」「でん粉情報」及び「Monthly Statistics」）を同時に実施

(3) 入札説明会参加希望者は、平成21年3月16日（月）午後5時までに会社要覧を独立行政法人農畜産業振興機構調査情報部情報課まで提出すること。

入札条件

平成21年度に独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が発行する「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類情報」「でん粉情報」及び「Monthly Statistics」の印刷等に係る入札条件は下記のとおりとする。

記

1 印刷及び発送の条件

[別紙仕様書（「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類情報」「でん粉情報」及び「Monthly Statistics」）](#)のとおり

2 印刷業者の条件

- (1) 印刷業者の事務所及び当該印刷物の印刷現場（工場）から機構までの所要時間が、1時間を超えないこと。
- (2) 初校から発行まで、各情報誌にそれぞれ専任の編集担当者をおくこと。また、各情報誌とも営業担当者をおくこと。

3 入札書の記載事項

別添[入札心得](#)の様式第1号のとおり。なお、入札書には、印刷に係る価格、HTML作成費用及び機構が別に指定する発送条件に係る発送経費の合計金額を記載すること。

4 契約期間

平成21年4月から平成22年3月（平成21年5月号から平成22年4月号）までの発行に係る期間とする。

5 契約価格

別紙仕様書7に記載した印刷費及び「Monthly Statistics」を除いたHTML作成費及び基本発送件数の1号当たりの価格を基本額とする。ただし、機構の都合で、次の(1)～(4)により、実際に発注する印刷物の頁数、部数及び発送件数が、基本頁数、基本部数及び基本発送件数と異なることがある。

- (1) 機構の都合により、別紙仕様書 2 の②の基本部数と異なる印刷部数を発注することがある。この場合の印刷金額は印刷部数に 1 冊当たりの単価（（2）により変更される場合は変更後の単価）を乗じて得た額とする。
- (2) 機構の都合により、別紙仕様書の 2 の②の基本頁数又は写真枚数と異なる印刷頁数又は写真枚数を発注することがある。この場合の 1 冊当たりの単価は、別紙仕様書 7 のモノクロ及びカラー頁又は写真枚数の変更数をそれぞれの契約単価に乗じて得た額の合計額とする。
- (3) 機構の都合により、別紙仕様書の HTML 形式でのデータ作成費用としての基本頁数と異なる頁数を発注することがある。この場合の 1 冊当たり単価は、変更後の頁数に単価を乗じて得た額の合計額とする。
- (4) 機構の都合により、別紙仕様書の基本発送件数と異なる発送件数を発注することがある。この場合の発送金額は、変更後の件数に単価を乗じて得た額の合計額とする。

6 発送条件

- (1) 機構が別に指定する送付先に対し、発行日（「畜産の情報」「野菜情報」及び「Monthly Statistics」は原則として毎月 25 日、「砂糖類情報」、「でん粉情報」は原則として毎月 5 日）又は発行日の翌日に上記刊行物の送付を行うものとする。
- (2) 送付に要する経費は、送付伝票等の証拠書類に基づき支払うものとし、納品及び発送後 10 日以内に当該証拠書類を機構に提出するものとする。

7 契約の解除等

受注者が本条件に従わない場合、若しくは機構の都合によりこの印刷物の発行を中止又は廃止する場合は、機構は本条件に基づく契約の一部又は全部を解除することができるものとする。

なお、印刷物に重大な不具合が生じた場合には双方協議の上、請求金額を減額することができるものとする。

8 その他

印刷の細部については、機構の指示に従うものとする。

9 契約書

別添のとおり。

仕 様 書

(「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類情報」「でん粉情報」)

1 契約期間

平成21年4月から平成22年3月までの期間（平成21年5月号から平成22年4月号）とする。

2 発行日等

① 発行日及び発行頻度

各情報誌とも月刊発行とする。

畜産の情報及び野菜情報は毎月25日、砂糖類情報及びでん粉情報は毎月5日に発行を行う。

② 印刷の基本部数及び基本頁数等

	基本部数	基本頁数		合計頁数	基本写真枚数
		カラー	モノクロ		
畜産の情報	3,000部	115	68	187	27
野菜情報	1,650部	54	24	82	34
砂糖類情報	950部	41	33	78	10
でん粉情報	600部	27	25	56	10

注：合計頁数は表紙を含む。

※機構の都合により、簡単な配色等の変更がある場合がある。

- ③ 校正 入稿から校了までの間、機構職員の指示に従い、来所又はメール、ファクス等を使って、機構が納得するまで校正作業を行うこと。
(基本校正作業は3～5回とする。)

※カラーページは、全てカラー原稿での確認が可能であること。

- ④ 用紙 表紙 コート（マット）紙 135kg（見本参照）

本文・仕切り紙 王子製紙「OKマットコートLグリーン100」A版 38.5kg

または、上記と同程度の用紙

但し、同程度の用紙を使用する場合は品質証明ができること。

[環境省の定める環境物品等の調達の推進に関する基本方針](#)

[\(参考1\)](#)における印刷用紙に適合した用紙とする。

- ④ 印刷方法 データ入力活字変換オフセット印刷
オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤のみを用いる印刷用インキを使用していること。
(1) 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。
(2) 古紙再生の阻害原因となる物質の使用を抑制していること。
- ⑤ 形式 A4判両面印刷とし背文字を入れ、「畜産の情報」及び「野菜情報」は表紙も含め綴穴を2つあけること。「砂糖類情報」及び「でん粉情報」は表紙を除き、綴穴を2つあけること。
- ⑥ 製品の包装 可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

3 印刷部数等の変更

機構の都合により、基本部数、基本頁数、基本写真枚数及び基本HTML頁数と異なる発注をすることがある。この場合の印刷金額は、1頁当たりの基本単価を印刷頁数に乘じ写真枚数を加えて得た1冊当たりの単価に印刷部数を乗じた額とする。
なお、基本HTML頁数は、情報誌の基本頁数と同数とする。

4 発送

機構が別に指定する発送先に対し、2の①の発行日又は発行日の翌日に上記刊行物を梱包の上、発送を行うこと。

海外発送については、郵便局株式会社の国際スピード郵便（EMS）を利用し、梱包は衝撃に耐えうる強固なものにすること。

また、発送経費の支払いは、国内発送については、発送伝票等の証拠書類、海外送付については郵便局株式会社の料金納付票等に基づき支払うものとし、発送後10日以内に当証拠書類を機構に提出する。

なお、梱包及び発送に必要な封筒（別途指定）などの資材費全てを契約業者が負

担すること。

5 HTML作成及びデータの提出

- (1) ホームページ掲載用データを機構の指定するHTML形式で作成し、発行日の前々日（土、日、祝日は除く）までに、CD-R等の適当な媒体に保存し提出すること。
- (2) 契約期間終了後、当該印刷物の最新号に係る表紙、本文及び参考資料の編集用データで、DTP制作に関するものはすべて、適当な媒体に保存し、機構に納品すること。また、最終稿のPDFも機構に提出すること。

6 契約価格の積算

【畜産の情報】

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
表紙	4		円
本文 モノクロ	68 ページ *		円
本文 カラー	115 ページ *		円
写真加工料	27 枚 *		円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷の金額	① × 3,000 部 *	=	円 ②
消費税相当額	② × 5%	=	円 ③
HTML形式でのデータの作成費用	1ページ単価 円 × 115 ページ *	=	円 ④
消費税相当額	④ × 5%	=	円 ⑤
梱包・発送経費	1件単価 500g未満 円 × 件 =		円 ⑥
	500g以上1.5kg未満 円 × 件 =		円
	1.5kg以上 円 × 件 =		円
	合計 件 *		円
消費税相当額	⑥ × 5%	=	円 ⑦
合計金額	②+③+④+⑤+⑥+⑦	=	円

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1) 1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) *の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

- ① 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。
- ② 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。
- ③ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

【野菜情報】

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
表紙	4		円
本文 モノクロ	24 ページ *		円
本文 カラー	54 ページ *		円
写真加工料	34 枚 *		円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷の金額	① × 1650 部 *	=	円 ②
消費税相当額	② × 5%	=	円 ③
HTML形式でのデータの作成費用	1ページ単価 円 × 54 ページ *	=	円 ④
消費税相当額	④ × 5%	=	円 ⑤
梱包・発送経費	1件単価 500g未満 円 × 件 =		円 ⑥
	500g以上1.5kg未満 円 × 件 =		円
	1.5kg以上 円 × 件 =		円
	合計 件 =		円
消費税相当額	⑥ × 5%	=	円 ⑦
合計金額	②+③+④+⑤+⑥+⑦	=	円

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1)1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) *の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

④ 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。

⑤ 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。

⑥ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

【砂糖類情報】

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
表紙	4		円
本文 モノクロ	33 ページ *		円
本文 カラー	41 ページ *		円
写真加工料	10 枚 *		円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷の金額	⑦ × 950 部 *	=	円 ②
消費税相当額	② × 5%	=	円 ③
HTML形式でのデータの作成費用	1ページ単価 円 × 41 ページ *	=	円 ④
消費税相当額	④ × 5%	=	円 ⑤
梱包・発送経費	1件単価		
	500g未満 円	× 件 =	円
	500g以上1.5kg未満 円	× 件 =	円 ⑥
	1.5kg以上 円	× 件 =	円
	合計 件	=	円
消費税相当額	⑥ × 5%	=	円 ⑦
合計金額	②+③+④+⑤+⑥+⑦	=	円

⑥ ※課税対象、不課税対象は分離して記入のこと

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1) 1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) *の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

- ① 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。
- ② 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の 1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。
- ③ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

【でん粉情報】

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
表紙	4		円
本文 モノクロ	25 ページ *		円
本文 カラー	27 ページ *		円
写真加工料	10 枚 *		円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷の金額	① × 600 部 *	=	円 ②
消費税相当額	② × 5%	=	円 ③
HTML形式でのデータの作成費用	1ページ単価 円 × 27 ページ *	=	円 ④
消費税相当額	③ × 5%	=	円 ⑤
梱包・発送経費	1件単価 500g未満 円 × 件 =		円 ⑥
	500g以上1.5kg未満 円 × 件 =		円
	1.5kg以上 円 × 件 =		円
	合計 258 件		円
消費税相当額	⑥ × 5%	=	円 ⑦
合計金額	②+③+④+⑤+⑥+⑦	=	円

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1) 1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) *の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

- ① 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。
- ② 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の 1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。
- ③ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

仕 様 書 (「Monthly Statistics」)

1 契約期間

平成21年4月から平成22年3月までの期間(平成21年5月号～平成22年4月号)とする。

2 発行日等

①発行日 原則として毎月25日発行

②印刷基本部数 400部

③基本頁数 34頁
(うち表紙4頁、モノクロ30頁)

④校正 2回

⑤用紙 表紙 色上質紙特厚口 130 (見本参照)
本文 上質紙 A判44.5kg (見本参照)
環境省の定める環境物品等の調達に関する基本方針(参考1)における印刷用紙に適合した用紙とする。

⑥印刷方法 データ入力活字変換オフセット印刷
オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤のみを用いる印刷用インキを使用していること。
(1) 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。
(2) 古紙再生の阻害原因となる物質の使用を抑制していること。

⑦形式 A4判両面印刷とする。

⑧製品の包装 可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。

3 印刷部数等の変更

機構の都合により、基本部数及び基本頁数と異なる発注をすることがある。この場合の印刷金額は、1冊当たりの基本単価を印刷頁数に乗じて得た1冊当たりの単価に印刷部数を乗じた額とする。

4 発送

機構が別に指定する発送先に対し、2の②の発行日または、発行日の翌日に上記刊行物を梱包の上、発送を行うこと。

海外発送については、郵便局株式会社の国際スピード郵便（EMS）を利用し、梱包は衝撃に耐えうる強固なものにすること。

また、発送経費の支払いは、国内発送については、発送伝票等の証拠書類、海外送付については郵便局株式会社の料金納付票等に基づき支払うものとし、発送後10日以内に当該証拠書類を機構に提出すること。

なお、梱包、海外発送に必要な封筒（別途指定）などの資材費全てを負担するものとする。

5 データの提出

（1）契約期間終了後、当該印刷物の最新号に係る表紙、本文及び参考資料の編集用データで、DTP制作に関するものはすべて、適当な媒体に保存し、機構に納品すること。

6 契約価格の積算

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
表紙	4		円
本文 モノクロ	30 ページ *		円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷の金額	① × 400 部 *	=	円 ②
消費税相当額	② × 5%	=	円 ③
梱包・発送経費	1件単価 25g未満 円 × 件 =		円 ④
	25g以上50g未満 円 × 件 =		円
	50g以上 円 × 件 =		円
	合計 件 *		円
消費税相当額	④ × 5%	=	円 ⑤
合計金額	②+③+④+⑤	=	円

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1) 1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) * の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

④ 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。

⑤ 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の 1 冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。

⑥ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注4) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

<p>印刷用紙 (カラー用紙を除く)</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。</p> <p>④塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。</p> <p>⑤再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>
<p>印刷用紙(カラー用紙)</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。</p> <p>④再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p>

備考) 紙の材料原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

入札心得

(総 則)

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の契約に係る平成21年度「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類情報」「でん粉情報」及び「Monthly Statistics」（以下、「各情報誌」という。）の印刷並びに発送に関する入札については、この心得によるものとする。

(入 札 等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札公示、業務仕様書及び契約書（案）等の内容を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書（様式第1号）を、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）等を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。

3 入札参加者は、代理人によって入札する場合は、その委任状（様式第2号）を持参しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

6 入札参加者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

7 入札に際し代理人を立てる場合、当該代理人は委任状に押印してある代理人の印鑑を持参すること。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札に付される事項名又は入札金額の確認し難い入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第6条 開札は、入札後入札公告に示した場所及び日時に、入札者を立ち合わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(落札者の決定)

第7条 各情報誌それぞれについて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者の価格によっては、その者により、当該契約の内容に適した履行がされないこととなるおそれがあると認めるときは落札者の決定を保留することが出来る。

- 2 落札者を保留した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨を知らせる。

(再度入札)

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行なう。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、最初の入札に加わらなかった者及び独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則(平成15年10月1日付け15農畜機第152号)第17条第2項の規定により入札を無効とされた者は入札に参加できない。

(同価格の入札)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 第1項の規定により決定した落札者が契約を締結しないときは、同価の入札をした他の者をもって落札者とする。

(契約書の提出)

第10条 落札者は、当機構から交付された契約書に記名押印の上、速やかに当機構に提出する。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後この心得、業務仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(様式第1号)

入札書 (畜産の情報)

年月日

独立行政法人 農畜産業振興機構

理事長 木下 寛之 あて

住所
会社名
代表者

印

(代理人)

印

平成21年度「畜産の情報」の印刷・製本・梱包・発送

1冊当たりの単価	頁		契約単価	金額
表紙	4			円
本文 モノクロ	68	ページ *		円
本文 カラー	115	ページ *		円
写真加工料	27	枚 *		円
小計				円
印刷の金額	①	× 3,000 部 *	=	円
消費税相当額	②	× 5%	=	円
HTML形式でのデータの 作成費用	1ページ単価 円	× 115 ページ *	=	円
消費税相当額	④	× 5%	=	円
梱包・発送経費	1件単価 500g未満 円	× 件	=	円
	500g以上1.5kg未満 円	× 件	=	円
	1.5kg以上 円	× 件	=	円
	合計	件 *	=	円
消費税相当額	⑥	× 5%	=	円
合計金額	②+③+④+⑤+⑥+⑦		=	円

①(円未満切捨て)

②

③

④

⑤

⑥

※課税対象、不課税対象は分離して記入のこと

⑦

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1)1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) *の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

⑧ 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。

⑨ 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。

⑩ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注4) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

(様式第1号)

入札書 (野菜情報)

年月日

独立行政法人 農畜産業振興機構

理事長 木下 寛之 あて

住所
会社名
代表者

印

(代理人)

印

平成21年度「野菜情報」の印刷・製本・梱包・発送

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
表紙	4		円
本文 モノクロ	24 ページ *		円
本文 カラー	54 ページ *		円
写真加工料	34 枚 *		円
小計			円
印刷の金額	② × 1650 部 *	=	円
消費税相当額	② × 5%	=	円
HTML形式でのデータの作成費用	1ページ単価 円 × 54 ページ *	=	円
消費税相当額	④ × 5%	=	円
梱包・発送経費	1件単価 500g未満 円 × 件 =		円
	500g以上1.5kg未満 円 × 件 =		円
	1.5kg以上 円 × 件 =		円
	合計 件		円
消費税相当額	⑥ × 5%	=	円
合計金額	②+③+④+⑤+⑥+⑦	=	円

①(円未満切捨て)

②

③

④

⑤

⑥

※課税対象、不課税対象は分離して記入のこと

⑦

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1) 1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) *の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

- ⑪ 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。
- ⑫ 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。
- ⑬ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

(様式第1号)

入札書 (砂糖類情報)

年月日

独立行政法人 農畜産業振興機構

理事長 木下 寛之 あて

住所
会社名
代表者

印

(代理人)

印

平成21年度「砂糖類情報」の印刷・製本・梱包・発送

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
表紙	4		円
本文 モノクロ	33 ページ *		円
本文 カラー	41 ページ *		円
写真加工料	10 枚 *		円
小計			円
印刷の金額	① × 950 部 *	=	円
消費税相当額	② × 5%	=	円
HTML形式でのデータの作成費用	1ページ単価 円 × 41 ページ *	=	円
消費税相当額	④ × 5%	=	円
梱包・発送経費	1件単価 500g未満 円 × 件 =	=	円
	500g以上1.5kg未満 円 × 件 =	=	円
	1.5kg以上 円 × 件 =	=	円
	合計 件	=	円
消費税相当額	⑥ × 5%	=	円
合計金額	②+③+④+⑤+⑥+⑦	=	円

①(円未満切捨て)

②

③

④

⑤

⑥

※課税対象、不課税対象は分離して記入のこと

⑦

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1)1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) *の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

- ② 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。
- ③ 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。
- ④ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

(様式第1号)

入札書 (でん粉情報)

年月日

独立行政法人 農畜産業振興機構
理事長 木下 寛之 あて

住所
会社名
代表者

印

(代理人)

印

平成21年度「でん粉情報」の印刷・製本・梱包・発送

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
表紙	4		円
本文 モノクロ	25 ページ *		円
本文 カラー	27 ページ *		円
写真加工料	10 枚 *		円
小計			円
印刷の金額	④ × 600 部 *	=	円
消費税相当額	⑤ × 5%	=	円
HTML形式でのデータの 作成費用	1ページ単価 円 × 27 ページ *	=	円
消費税相当額	⑥ × 5%	=	円
梱包・発送経費	1件単価 500g未満 円 × 件 =		円
	500g以上1.5kg未満 円 × 件 =		円
	1.5kg以上 円 × 件 =		円
	合計 258 件		円
消費税相当額	⑥ × 5%	=	円
合計金額	②+③+④+⑤+⑥+⑦	=	円

①(円未満切捨て)

②

③

④

⑤

⑥

※課税対象、不課税対象は分離して記入のこと

⑦

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1)1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) *の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

⑤ 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。

⑥ 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。

⑦ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注3) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

(様式第1号)

入札書 (Monthly Statistics)

年月日

独立行政法人 農畜産業振興機構
理事長 木下 寛之 あて

住所
会社名
代表者
(代理人)

印
印

平成21年度「Monthly Statistics」の印刷・製本・梱包・発送

1冊当たりの単価	頁	契約単価	金額
表紙	4		円
本文 モノクロ	30 ページ *		円
小計			円 ①(円未満切捨て)
印刷の金額	② × 400 部 *	=	円 ②
消費税相当額	② × 5%	=	円 ③
梱包・発送経費	1件単価 25g未満 円 × 件 =		円
	25g以上50g未満 円 × 件 =		円 ④
	50g以上 円 × 件 =		円
	合計 件 *		円
消費税相当額	④ × 5%	=	円 ⑤
合計金額	②+③+④+⑤	=	円

①(円未満切捨て)

②

③

④

※課税対象、不課税対象は分離して記入のこと

⑤

※海外送付経費は実費払いとするので、契約単価には含まれない。

(注1)1冊あたりの単価の計算における円未満の端数については、各項で切り捨てずに合計で切り捨てること。

(注2) *の数値は、基本となる部数、頁数、写真枚数、HTML頁数及び発送件数であり、機構の都合により、毎号変更する。

⑦ 基本部数と異なる印刷部数が発生した場合の印刷金額は、変更後の部数に基本単価を乗じた額とする。

⑧ 基本頁数と異なる印刷頁数が発生した場合の1冊あたり単価は、変更後の頁数に基本単価を乗じた額とする。

⑨ 基本発送件数と異なる発送件数が発生した場合の発送金額は、変更後の件数に基本単価を乗じた額とする。

(注5) 色の着いたセルに単価および合計金額等を記入すること。また、発送に係る重量の区分けは入札説明会において配布する各情報誌の送付件数および重量を確認の上、変更しても良い。

封印用封筒記載例

(表)

平成 21年 3月 4日 午後 14時 00分 開札	平成 21年度 〇〇の 情報の 印刷並 びに発 送	独立行政 法人農畜 産業振興 機構 契約事務 責任者 井 田光之殿
住所 商号又は氏名 電話番号		

(裏)

※
本人又は 代表社印
※
本人又は 代表社印
※
本人又は 代表社印

【注意】※「本人又は代表者印」は外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。

(様式第2号)

委 任 状

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
総括理事 井田光之 殿

私は、 印 を代理人と定めて下記権限を委任します。

記

独立行政法人農畜産業振興機構が発行する「〇〇の情報」の印刷及び発送
に関する一切の件

住 所

会社名

代表者名

印

- 注意：1 代理人使用印鑑は入札書に使用するものと同じものを押印すること。
- 2 用紙はA4版とする。
- 3 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。
- 4 ただし書は、入札する情報誌名を適宜、記載すること。

契 約 書 (案)

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 木下 寛之（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、甲が発行する平成21年5月号から平成22年4月号までの「〇〇〇情報」の印刷及び発送について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、別紙仕様書に基づき、〇〇〇情報の印刷及び梱包・発送等について、乙に発注するものとする。

第2条 契約代金については、次のとおりとする。ただし、基本部数等に変更がある場合は、別紙仕様書に基づき算定するものとする。なお、契約保証金は免除する。

(1) 〇〇〇情報

印刷物（基本頁数、基本部数、基本写真枚数）

円（消費税及び地方消費税相当額 円を

含む。）

(2) HTML形式での作成費用

円（消費税及び地方消費税相当額 円を含

む。）

(3) 梱包・発送費用（基本頁数、基本部数、海外を除く基本発送先）

円（消費税及び地方消費税相当額 円を含

む。）

2 契約代金の支払について、乙は、1回ごとの印刷及び発送等が終了した都度、その終了を証する書類を添付して甲に請求するものとし、甲は、その書類を確認の上、請求を受けた日から30日以内に乙に支払うものとする。

第3条 甲は、本契約の履行の細部について、その都度乙に指示するものとし、乙は、これに従うものとする。

第4条 乙は、本契約を履行するに当たって知り得た個人情報（以下「個人情報」という）を取り扱うときは、次の各号を遵守するものとする。

一 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

二 乙は、甲の承認を得た場合を除き、第三者に個人情報の取扱いを伴う事務を委託してはならない。

三 乙は、その行為を行わなければ本契約の履行ができなくなる場合を除き、個人情報の複製又は送信若しくは個人情報が記録されている媒体の送付又は持ち出しを行ってはならない。

四 乙は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

五 乙は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体が不要となった場合は、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

第5条 本契約を締結するに当たり、乙は甲に対し、次の各号について記載した書面を提出するものとする。

一 乙における個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制

二 甲が、乙における個人情報の管理状況についての検査又は報告を求めたときは、甲の指示に従うこと

第6条 甲は、乙がその責に帰すべき事由により、履行期限内に本契約に係る業務を完了できない場合において、甲が履行期限を延長することが適当であると認めるときは、乙から違約金を徴収して履行期限の延長を認めることができる。

第7条 甲は、印刷物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

第8条 前条のほか、甲は、乙が行った業務に故意又は過失があり、それによって甲に損害が発生した場合には、乙にその賠償を請求することができる。

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

一 乙の責任に帰すべき理由により、印刷物に重大な不都合が生じた場合及び納入期限内に印刷物の納入が完了しないと明らかに認められるとき

二 乙が第4条各号の一に違反したとき又は個人情報の保護に関する甲の指示に従わなかったとき

三 前二号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、契約代金を双方協議の上、減額できるものとする。

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は甲の請求に基づき、当該契約期間全体の支払総金額の100分の10に相当する金額を指定する期間内に、談合等に係る違約金として支払わなければならない。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は契約の相手方が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

三 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき

四 公正取引委員会が独占禁止法第66条第4項の規定に基づき同法第3条等の規定に違反する行為があった旨を明らかにする審決を行い、同審決が確定したとき。

五 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

第11条 乙は、前条の違約金を指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第12条 第10条又は第11条の規定は本契約が終了した場合においても同様とする。

第13条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年 月 日

甲 東京都港区麻布台二丁目2番1号
独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 木下 寛之

乙

契 約 書 (案)

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 木下 寛之（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、平成21年度（平成21年4月から22年3月までの期間をいう。）に甲が発行する「Monthly Statistics」の印刷及び発送について、次のとおり契約を締結する。

第10条 甲は、別紙仕様書に基づき、Monthly Statisticsの印刷及び梱包、発送について、乙に発注するものとする。

第11条 契約代金については、次のとおりとする。ただし、基本部数等に変更がある場合は、別紙仕様書に基づき算定するものとする。なお、契約保証金は免除する。

(1) Monthly Statistics（基本頁数、基本部数）

円（消費税及び地方消費税相当額 円を含む。）

(2) 梱包・発送費用（基本頁数、基本部数、海外を除く基本発送先）

円（消費税及び地方消費税相当額 円を含む。）

2 契約代金の支払について、乙は、1回ごとの印刷及び発送等が終了した都度、その終了を証する書類を添付して甲に請求するものとし、甲は、その書類を確認の上、請求を受けた日から30日以内に乙に支払うものとする。

第12条 甲は、本契約の履行の細部について、その都度乙に指示するものとし、乙は、これに従うものとする。

第13条 甲は、甲の都合により「Monthly Statistics」の発行を中止又は廃止する場合、契約を解除することができるものとする。この場合、乙は、甲に対し違約金を請求しないものとする。

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

一 乙の責任に帰すべき理由により、印刷物に重大な不都合が生じた場合及び納入期限内に印刷物の納入が完了しないと明らかに認められるとき

二 前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、契約代金を双方協議の上、減額できるものとする。

第6条 甲は、印刷物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

第7条 乙は、本契約を履行するに当たって知り得た個人情報（以下「個人情報」という）を取り扱うときは、次の各号を遵守するものとする。

- 一 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 二 乙は、甲の承認を得た場合を除き、第三者に個人情報の取扱いを伴う事務を委託してはならない。
- 三 乙は、その行為を行わなければ本契約の履行ができなくなる場合を除き、個人情報の複製又は送信若しくは個人情報が記録されている媒体の送付又は持ち出しを行ってはならない。
- 四 乙は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 五 乙は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体が不要となった場合は、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

第8条 甲は、乙が前条各号の一に違反したとき又は個人情報の保護に関する甲の指示に従わなかったときは、契約を解除することができる。

第9条 甲は、乙の責任に帰すべき理由により個人情報が漏えいし、甲に損害が生じた場合は、乙に対して損害の賠償を請求することができる。

第10条 本契約を締結するに当たり、乙は甲に対し、次の各号について記載した書面を提出するものとする。

- 一 乙における個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制
- 二 甲が、乙における個人情報の管理状況についての検査又は報告を求めたときは、甲の指示に従うこと

第11条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年3月 日

甲 東京都港区麻布台二丁目2番1号
独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 木下 寛之

乙